

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！



2016年7月18日(月)発行

No.193

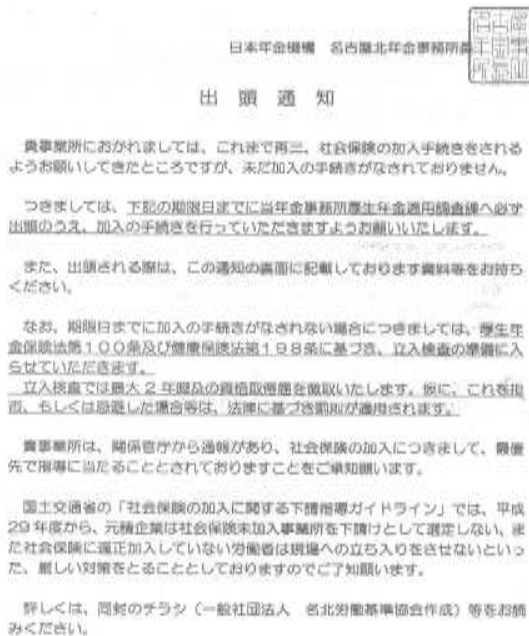
名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

どんなことでも、まず民商へ 仲間の「知恵」⇒「勇気」と「希望」に



「社会保険」なんでも相談・交流会

年金事務所から、社会保険未加入の法人事業所に左記の文書が届き、『関係機関からの通報』により『最優先で指導に当たる』とし、『罰則が適用される』と記載されています。

そこで、社会保険労務士の河合さん(港民商・副会長)に来ていただき「社会保険・なんでも相談交流会」を開催します。

社会保険の仕組みや具体的な対応についてアドバイスいただきます。社会保険未加入の方はもちろん、これから法人化を考えている方も都合をつけてご参加ください。

日時：8月4日(木) 午後7時～

場所：名古屋北部民商

税務調査が始まります

7月11日(月)に税務署員の人事異動があり『税務調査』が始まります。

税務調査は、納税者の理解と協力を得て行われるもので、『任意』です。また、調査の際は日時、場所など11項目にわたって『事前通知』することとされています。税務署から電話があった場合は、落ち着いて対応し、必ずメモを取るようにしましょう。

『事前通知』なしに突然、訪問を受けた際も身分証を提示させ、氏名、所属などをメモし、「今日は都合が悪いので日を改めて下さい」と、きっぱりと断りましょう。

税務署から『事前通知』や『突然の訪問』、「お尋ね」などがあった場合は、すぐに、支部の役員と事務所まで連絡ください。

全国事務局員交流会に伴う 業務連絡

7月27日(水)、28日(木)の2日間、奈良市で開催される「全国事務局員交流会」に参加するため、事務局員は『不在』となります。

まお、午後3時まではパートさんが対応しますが、午後3時以降は「閉所」となります。

取引の相手がなんだかんだ理由をつけて売掛金を支払ってこない場合で、交渉してもらいがあかない場合には、法的手続に訴えるしかなくなりますが、法的手続と一口に言ってもいくつかあります。

その一つは民事調停といって、簡易裁判所で調停委員が仲立ちになって話し合いをして合意する手続です。この手続はあくまで話し合いでの解決を目指しますので、双方に相応の譲歩が求められます。

もう一つは訴訟手続で、裁判を起こし、お互いに主張立証して裁判官の判決をもらうものです。この場合には、証拠の有無が決定的に重要になってきます。どのような契約だったのか、仕事や完成品にどんな不備があるというのかなど、すべて証拠に基づいて主張する必要があります。契約書・発注書・受注書、工事作業報告書や領収証などの書類はキチンと作成、保存してあるでしょうか。

法的手続に進む場合に気をつけたいのは、そのメリット・デメリットです。もちろん最大のメリットとしては、当然調停や勝訴判決によって売掛金がきちんと回収できる、という点です。他方、デメリットとしては、時間がかかる(訴訟の場合1年程度は覚悟が必要)、費用がかかる(かかった弁護士費用は相手には請求できない)、打ち合わせのために弁護士事務所に行かなければならないし、場合によっては裁判所に行かなければならない、といった点です。さらには証拠が不十分だと裁判官に認めてもらえない場合もあります。

これらメリット・デメリットをよく考えて、法的手続に進むかどうかを決めなくてはなりません。

私たちも皆さんの話を伺い、理屈に筋が通っているか、資料が十分揃っているか、訴訟になった時に勝てるかどうか、といったことを考え、損得計算を考えた上で訴訟に踏み切るべきか否かについてアドバイスをしています。悩んだときはお気軽にご相談ください。

弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

売掛金回収、相手が払ってくれない②

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!